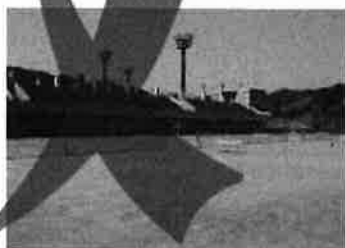
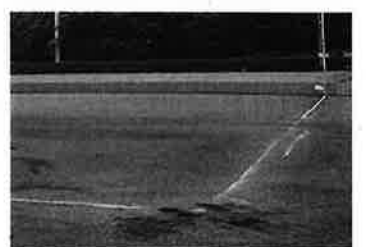
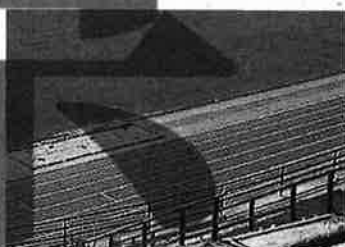
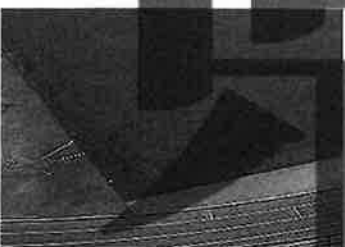


# 鳥取県立布勢総合運動公園の 委託業務に関する事業計画書



平成 30 年 9 月 27 日

公益財団法人  
鳥取県体育協会



はじめに



公益財団法人鳥取県体育協会  
会長 中永廣樹

わたしたち公益財団法人鳥取県体育協会（以下、「本会」）は、これまで、指定管理者制度導入から13年の間、都市公園施設である布勢総合運動公園（以下「布勢公園」）、産業とスポーツの振興を推進する鳥取産業体育館・鳥取屋内プール並びに米子産業体育館、体育および文化活動を推進する倉吉体育文化会館、武道の拠点である鳥取県立武道館、平成27年度より県立から米子市に移管された皆生市民プールの計6施設の管理・運営を受託し、指定管理者制度導入前から長年培ってきた経験と人材により、適正な管理・運営をおこなってまいりました。本会は加盟団体66団体（競技団体：50団体、郡市体育協会：9団体、学校体育団体：7団体）の統括団体として、鳥取県の施策である「鳥取県元気づくり総合戦略」などの実現のため、県民に夢と感動と活力を与えるスポーツ活動をとおして、スポーツに対する意識の高揚をはかるとともに、健康で文化的な県民生活の向上と地域産業の発展に取り組んでおります。

第3期指定管理期間（平成26年度から平成30年度）においては、平成29年度決算で平成26年度と比較し、利用者数・収入とも増加し、収入は127パーセントの大幅増の成果をあげました。

また、鳥取県が毎年実施している業務点検・評価においては、指定管理を受託している全ての施設において相対的に高い評価をいただいております。

第4期指定管理では、上記で述べた経験と本会の職員である多くのトップアスリートなどの専門的な知識や資格を持った人材を最大限に活用し、これまで以上に質の高いサービスを提供していきます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国や鳥取県などの施策により県民のスポーツに対する気運が高まる中で、健常者のスポーツ活動の一層の広がり、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会との強い連携のもと障がい者スポーツの普及・振興にも新たに取り組んでまいります。

本会は、平成30年12月15日に創設100周年を迎えます。スポーツを統括する団体として積み重ねてきた100年の重み、強みをいかし、各関係団体との協力体制をさらに充実させ、県の推進する事業への協力はもちろん、県民の期待・ニーズに応える管理・運営につとめ、鳥取県のスポーツの振興や健康増進に寄与したいと考えております。

## 目次

1 管理運営の基本的な考え方 .....	1
(1) 布勢総合運動公園の指定管理者を希望する理由 .....	1
(2) 管理運営の方針 .....	6
2 管理の基準 .....	14
(1) 有料公園施設の考え方と設定内容 .....	14
(2) 利用時間の考え方と設定内容 .....	14
(3) 休園日の考え方と設定内容 .....	16
(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容 .....	17
(5) 利用料金の考え方と設定内容、徴収・返還 .....	23
(6) 利用料金の減免の考え方と設定内容、手続き .....	25
(7) 利用調整の方法及び判断基準 .....	27
(8) 個人情報の保護への対応 .....	29
(9) 情報の公開への対応 .....	32
3 施設管理 .....	33
(1) 施設別の管理運営の考え方 .....	33
(2) 芝グラウンドの維持管理の考え方及び管理方法 .....	42
(3) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容 .....	47
(4) 外部委託の発注予定 .....	65
4 スポーツ・レクリエーション振興 .....	68
(1) スポーツ・レクリエーション振興の実施の考え方及び実施内容 .....	68
5 利用促進、サービス向上 .....	81
(1) 利用促進、サービス提供の内容 .....	81
(2) 自動販売機の設置等の考え方と実施内容 .....	95
(3) 利用者等の要望の把握方法及び対応方針 .....	96
6 事件・事故の防止措置と緊急時の対応等 .....	98
(1) 火災・盗難・災害・事故などの防止(防災)対策 .....	98
(2) 緊急時の体制・対応 .....	103
(3) 保険の加入の考え方と設定内容 .....	109
7 既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組の提案 .....	110

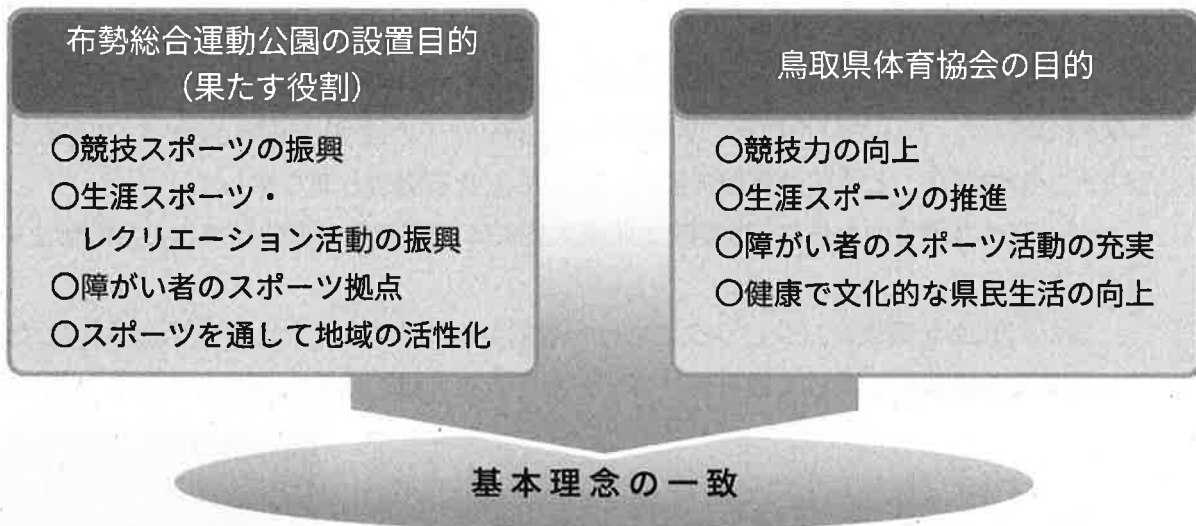
8 管理経費.....	111
(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画 .....	111
(2) 委託料額 .....	111
9 組織及び職員の配置等.....	112
(1) 管理運営の組織 .....	112
(2) 職員の職種等 .....	113
(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針... ..	127
(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画 .....	127
(5) 日常の職員配置 .....	128
(6) 人材育成 .....	130
10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況.....	134
11 法人等の社会的責任の遂行状況.....	135
(1) 障がい者雇用 .....	135
(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定 .....	135
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) Ⅰ種又はⅡ種規格認証等.....	136
(4) あいサポート企業等の認定 .....	136
12 その他の計画等.....	137
(1) 管理業務の移行計画 .....	137
(2) 他の施設管理の実績 .....	137
(3) 社会貢献活動.....	142
(4) 国際貢献事業.....	145
(5) 園内の禁煙・分煙について.....	145
(6) スポーツ安全保険の提供.....	146
(7) 職員駐車場の使用料.....	146





# 1 管理運営の基本的な考え方

## (1) 布勢総合運動公園の指定管理者を希望する理由



本会は、指定管理者制度の目的であるサービスの向上、コストの削減などを念頭に、安全・安心でかつ快適な管理運営を第1期から13年間にわたり管理運営をおこなってきました。

そして、鳥取県のスポーツ・レクリエーション活動の振興をはかる中核的施設である、この布勢公園を活用して、県民のスポーツ振興がはかれるのは、本会しかないという信念のもと、管理運営をおこなっています。

この13年間の実績のなかには、2度のジャマイカ陸上合宿や日本パラ陸上選手権大会など、日本全国でも稀なビッグイベントを成功させています。また自主事業でおこなった、現バドミントン世界チャンピオンによる教室においては、目を輝かせながら臨む児童・生徒の姿を忘れることができません。

これらの事業が成功できたのは、これまで本会が長年築き上げてきた「競技団体との信頼」、「行政との連携」、そして「経験と実績」だと確信しております。

これからもスポーツを通して、県民の健康づくり、障がい者スポーツの普及など、スポーツ振興をおこなっていくのはもちろん、誰もが公平に安心して利用できる公園づくりを目指して、管理運営をおこないます。

平成31年度以降もこのような理由から、引き続き鳥取県立布勢総合運動公園を管理運営させていただきたく応募いたします。

## ア 第3期の主な実績

### (ア) 2015年ジャマイカ合宿への対応

2007年以來の2度目のジャマイカ合宿の受け入れをおこないました。この度は2007年の受け入れ経験が生きて、練習の流れやトレーニング状況などが予想できた分、余裕をもって対応することができました。

2日間の公開練習では、県内外から合計12,500人もの観客が集まり、ジャマイカ選手の実際の練習に、どよめきや歓声の連続でした。ジャマイカ選手は非常に気さくに応えてくれ、サイン会や写真、ときには笑顔で歓声に応えてくれる場面もありました。

ジャマイカ選手団からは、世界陸上北京大会に向けて良好な調整ができたと評価をいただいております。

また、2020年東京オリンピックにむけた事前キャンプ地として受け入れが決定しており、これまでの経験をいかして最善のサポートができるのは、本会しかないと考えております。



2日間で12,500人集まった観客

### (イ) 第27回日本パラ陸上競技選手権大会の開催

第27回日本パラ陸上競技選手権大会の開催については、鳥取県、鳥取県障がい者スポーツ協会、本会が連携し、大会開催に伴う問題について整備を進め実施に至りました。

競技場のバリアフリー化、ドーピング検査ブースの設置、障がいのある方の点検・確認など、大会が円滑に実施できるよう課題の解決に取り組みました。

また、平成27年11月には鳥取県と日本財団との協定が結ばれたことにより、多目的映像装置が寄付され選手にとって良い環境で実施することができました。

そして、平成28年4月30日に大阪開催以外で、初めて鳥取で開催することになりました。鳥取陸上競技協会とも円滑な連携ができたおかげで、大きな事故もなく大会を終えました。運営面はもちろんですが、多くの県民の方の応援が、最も選手を元気づけました。



この大会で初めて採用された投てき固定台



日本財団より寄贈された多目的映像装置



### (ウ) 現役世界チャンピオンによるバドミントン教室

本会のスポーツ振興基金を活用して実施した、現役世界チャンピオンの奥原希望選手によるバドミントン教室は、小学生から高校生までを対象に、延べ 200 人の参加がありました。

奥原選手は、基本と小さな積み重ねと考えてプレーすることの大切さがどれだけ重要かを参加者全員に熱く語りかけました。

多くの参加者・観客の方に現役世界チャンピオンと間近に触れ合う機会を提供できたことは、鳥取県の競技力向上の一助になったと確信しております。

### (エ) 33 年ぶりの豪雪への対応

平成 29 年の冬は、2 度に渡る豪雪に見舞われました。これ程の大雪は初めての体験で戸惑いました。豪雪時にはバスケットボールの中国大会が開催される予定で、大会の開催が危ぶられました。しかしながら、園長の指示のもと全職員だけではなく委託業者とも連携し、雪かきや交通整理をおこない、なんとか大会を開催するにいたりました。

また、初めての豪雪で利用者には多々不都合な思いをさせてしまいましたが、園路、駐車場、近接の歩道など、早朝から全員で雪かきをおこない、なんとか無事切り抜けることができました。

このような体験から、自然災害時でも安全で安心な施設の提供について取り組んでいきます。



各施設の出入口の雪かき



夜間を徹しての雪かき(駐車場)

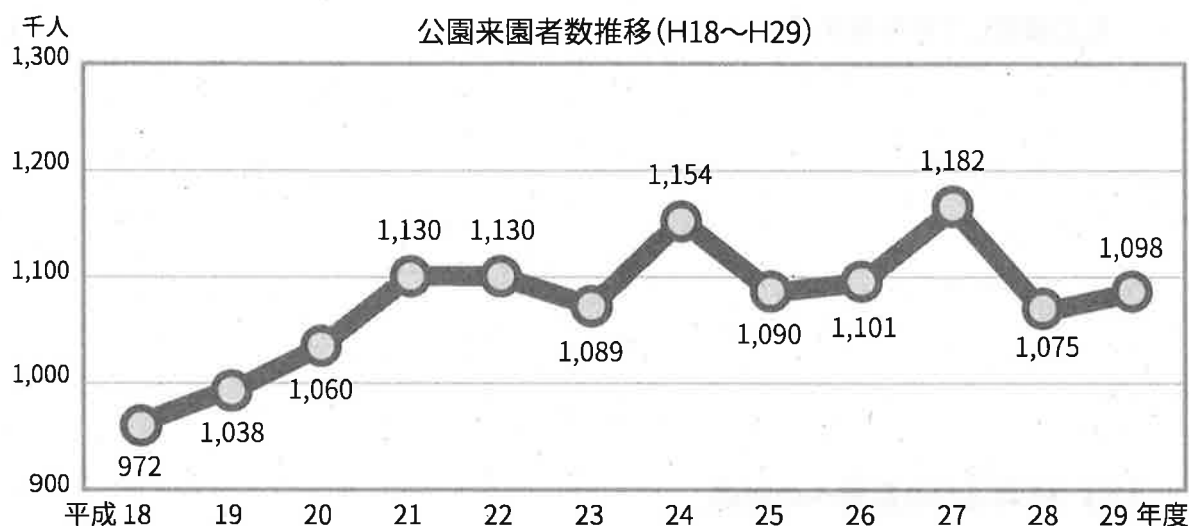


歩道の雪かき

### イ 第3期指定管理の成果

第3期指定管理の成果については、現指定管理者制度が始まった平成18年から平成30年度の13年間にわたり、県民の皆様の年々多様化するニーズに応えながら管理運営をおこなってきました。

スポーツ教室の実施や各種イベントの開催などスポーツ振興やサービスの向上をはかった結果、平成18年度の972,166人から、平成29年度には1,098,968人と約130,000人の増加につながりました。



また、第3期指定管理期間における新たな取組として、バリアフリー化、防犯対策、省エネ対策などに力を入れて取り組みました。

#### ○第3期指定管理期間に新たに実施した主な取組

取り組み	実施内容
公平・公正な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす観覧席の増設(体育館・陸上競技場)</li> <li>●車いす用冷水器の設置(体育館・雨天練習場 他)</li> <li>●和式トイレの洋式化</li> <li>●エレベータの新設(陸上競技場)</li> </ul>
安全・安心な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●21台の監視カメラ設置</li> <li>●夜間の園内巡回警備の実施</li> <li>●外灯の増設(補助競技場他)</li> <li>●感染症の発生予防に関する施設整備</li> </ul>
サービスの向上策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照明(体育館・テニスコート)料金設定を変更</li> <li>●ホームページのリニューアル、facebookの導入</li> <li>●移動遊具・移動販売車の導入</li> <li>●ウォシュレットの設置</li> </ul>
省エネ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体育館・陸上競技場のLED化</li> </ul>
東京オリ・パラに向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JOCの支援事業による自動販売機の設置協力</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シェイクアウト訓練の実施</li> </ul>

## ウ 省エネルギー化の推進

環境問題への取組として、省エネルギー化に取り組んできました。県民体育館や陸上競技場を中心に、LED電球への交換、老朽化した低効率器具の更新を積極的におこない、電力使用量の縮減につとめました。今後も継続し、テニスコート・陸上競技場などの夜間照明、園路の外灯などのLED化を進め、省エネルギー化に取り組めます。

### ○省エネルギー化の主な取り組み

年度	修繕箇所	内容	自己財源(円)
平成26年度	体育館トレーニングルーム他	LED約120本交換	1,212,000円
	陸上事務所	LED埋め込み器具9台交換	
平成27年度	体育館ホール・サブアリーナ	防水器具28台取替	4,017,000円
	野球場・ピッチング場	LED約120本交換	
平成28年度	体育館・アリーナ他	LEDランプ75本交換	496,000円
平成29年度	体育館トイレ	LED器具約100本交換	1,420,000円
	陸上競技場1階通路	LED器具27台交換	

## エ 今後の管理運営に向けての課題と取組

本会は、13年間布勢公園を管理運営していく中で、様々な課題を解決しながらサービス向上をはかってきました。しかしながらまだ解決しきれない問題、年々多様化する課題の解決に取り組まなければなりません。これまで培った経験をいかし、県と密接に連携をとりながら課題解決に向けて取り組みます。

### ○今後の主な課題と取り組み

今後の課題	課題への取組
障がい者のスポーツ拠点としての取り組み	○バリアフリー化 ○障がい者を対象としたマニュアルの作成 ○各関係機関との連携
植栽管理	○30年後を見据えた植栽計画
環境への取り組み	○照明のLED化 ○低効率器具の取り替え
地域活性化	○大規模イベント・合宿等の誘致 ○地元青年会議所・商工会議所などの連携
駐車場の確保	○近隣施設との連携 ○公共交通機関への働きかけ
経年劣化による修繕・更新	○中・長期的な修繕計画

## オ 次期指定管理での新たな利用者へのサービス向上策

次期指定管理において、スポーツ振興はもとより、障がい者への対応、広報・情報発信、東京オリンピック・パラリンピックに向けてなど、利用者へのサービス向上をはかるため、新たなサービスの拡充に取り組みます。

### ○主な利用者サービス、利便性向上策

ホームページのリニューアル	夏季期間による早朝開園
券売機の導入	新規スポーツ教室の実施
災害用自販機の導入	研修室の活用
ランニングステーションの設置	ネーミングライツ企業の冠イベント
電気料金などの契約金の見直し	地元大学と連携してプログラム学習

## (2) 管理運営の方針

布勢公園は、県民の誰もが広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって公平・公正で快適な公園づくりをおこなっていきます。

本県のスポーツ・レクリエーション拠点としての高度な施設機能を最大限に発揮し、県民の健康の増進や競技力の向上がはかれるよう取り組みます。

園内の施設設備について、設置から30年以上が経過し、老朽化しつつある施設を少しでも長く最適な状態を保つため、日々の日常点検・定期点検をおこなうなど、利用者が安全・安心で快適に過ごせる公園づくりを目的として、次の11項目を管理運営の基本とします。

### 方針1 公平な利用の確保

方針1 基本方針	1	公の施設であることを念頭に公平な利用の確保
	2	特定の団体などを優遇しない
	3	人権意識の向上
	4	法令に基づく管理運営

公平な運営・利用を確保するため、園内のバリアフリー化、幼児に向けた授乳室や子どもトイレの充実、外国語のパンフレットや看板の更新など、誰もが公平に利用できるようつとめます。

全職員に人権学習の研修をおこない、人権に対する意識の向上に取り組みます。

施設の利用にあたっては、特定の団体や個人を優遇することがないよう、公平を期した管理運営をおこなっていきます。



## 方針 2 安全快適な施設利用のための維持管理

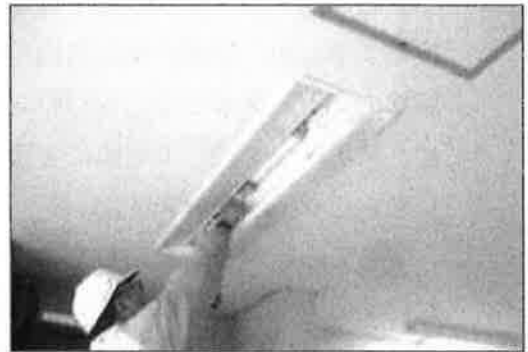
方針 2 基本方針	1	「安全」「安心」「衛生的」な快適に利用できる維持管理
	2	各施設の機能が最大限に発揮できる維持管理
	3	環境に配慮した維持管理
	4	長寿命化計画の推進

法定点検、日常点検、専門家による定期点検をおこない、常に最適の状態であるかどうかを確認し、異常があれば速やかに対応します。

専門性をいかした職員を適切に配置し、施設や機器の機能が最大限発揮できるようつとめます。

園内に設置しているトイレや東屋については常に衛生的に管理し、快適に使ってもらうことを心掛けます。

施設の管理は、長寿命化計画に基づき、適期に修繕・改修をおこなうことにより、施設の長寿命化をはかります。



## 方針 3 競技スポーツの振興

方針 3 基本方針	1	各競技大会が円滑に開催できる適切な管理運営
	2	全国規模大会やプロスポーツ大会の招致
	3	競技力の向上および競技者育成の促進
	4	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組み
	5	「鳥取県スポーツ推進計画」の推進

競技スポーツの振興を推進するため、加盟する競技団体と連携し、全国規模の大会や合宿を招致し、日本のトップアスリートのプレーを県民にご覧いただきます。

元オリンピック選手によるスポーツ教室の実施や職員を全国大会へ派遣するなど、鳥取県の競技力向上に貢献します。

県民のスポーツへの興味・関心、意識高揚を高めていくにあたって、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として捉え、体験会などの取り組みをおこなっていきます。



## 方針4 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

方針4 基本方針	1	生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興
	2	多様な施設を活用し、県民の健康増進をはかる
	3	地域スポーツへの支援
	4	「鳥取県スポーツ推進計画」の推進

生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を推進するため、県民の体力の維持・増進、運動実施率の向上、スポーツに親しむきっかけづくりなど、スポーツを通して健康に生活できる環境づくりをおこなっていきます。

すべての年代を対象にしたスポーツ教室、仲間との交流・生きがいづくりを目的としたグラウンド・ゴルフ大会などのイベントを実施します。

地域スポーツの発展を目的として、指導員の派遣、ニュースポーツ用具の貸出、総合型地域スポーツへの支援を積極的におこなっていきます。



## 方針5 利用者へのサービス

方針5 基本方針	1	利用者目線に立ったサービスの提供
	2	公平・公正なサービスの提供
	3	多様なニーズへの把握および対応
	4	利用者満足度の向上

利用者へのサービス向上をはかるため、利用者目線に立って考え、「スポーツ」「レクリエーション活動」「余暇」「散策」「家族団らん」など様々なニーズを持った利用者に満足してもらえるよう取り組みます。

多様なニーズを把握するため、アンケートやご意見箱を活用して利用者の要望の把握につとめ、利用者から集めた要望には、総合的に判断し、特定の個人などを優遇しないようできる限りお応えします。利用者の満足度を主な基準として、サービスの向上がはかられるよう取り組みます。

## 方針6 収入確保と経費の縮減

方針6 基本方針	1	自主事業（スポーツ教室・イベント）の充実
	2	施設の利用率向上
	3	費用対効果の徹底
	4	節電・節水・省エネの推進

収入の確保については、収入の核である「施設使用料」「自動販売機」「自主事業（教室・イベント）」の充実をはかります。

利用率の低い研修室の活用や合宿の誘致を積極的におこなっていくことで、収入の確保につとめます。

経費の縮減については、電気などの契約の見直し、老朽化した低効率器具や機器を更新し、無駄な光熱水費を抑え、経費の節減に取り組みます。



## 方針7 障がい者スポーツの拠点としての取組

方針7 基本方針	1	障がい者スポーツの普及と促進・人口の拡大
	2	障がい者アスリートへの支援
	3	バリアフリー化の推進
	4	全職員で対応できる体制づくり

障がい者スポーツの拠点として、障がいのある方々が平等にスポーツをおこない、楽しめる環境を整えていきます。

気軽にスポーツに取り組めるよう、誰でも参加できるスポーツ教室や福祉プログラムを実施します。

障がい者スポーツの普及を目的として、車いすバスケットの体験会やパネル展示をおこないます。

競技力の向上を目的として、競技大会や合宿の支援、指導者の派遣、競技者の育成をおこないます。

全職員が障がいのある方々に対応できるよう、マニュアルの作成や研修を実施します。

## 方針 8 省エネルギー・省資源、資源の再利用

方針 8 基本方針	1	省エネルギー化につとめる
	2	再生原料を使用し省資源につとめる
	3	園内に発生する資源（落ち葉など）の再利用につとめる
	4	鳥取県版環境管理システムの活用

省エネルギー・省資源については、鳥取県版環境管理システム（TEAS II種）を実践し、利用者の利便性を確保したうえで省エネルギー・省資源の活動の実践や環境に配慮した施設運営をおこないます。

資源の再利用については、園内で発生する植栽クズや刈芝などを堆肥化し、植栽の肥料として与えるなど、有効に活用します。



老朽化した低効率器具の更新をするにあたって、年間計画を作成し、順次更新をおこないながら省エネルギー化を推進していきます。

## 方針 9 県や各種競技団体との連携

方針 9 基本方針	1	県との密接な連携
	2	ネーミングライツ企業の定着・周知・普及
	3	競技団体と連携し、競技力向上および生涯スポーツの普及・促進
	4	円滑な大会運営を実施するため、競技団体との連携をはかる

県との連携確保につとめるため、県と緊密に連絡を取りながら推し進めていきます。特に大きな災害時には防災拠点として機能し、県民の命や生活を守るため、県と密接に連携をはかりながら取り組みます。

ネーミングライツ企業の取り扱いについては、県民に広く周知し定着がはかられるよう、冠イベントなどを実施し定着・周知・普及をはかります。

各種競技団体と連携し、全国規模大会の開催や競技力の向上、県民の生涯スポーツやレクリエーション活動の普及推進をはかります。

また、健康の維持増進およびスポーツ技術の習得などの要望に対し、可能な限り技術的な指導や相談に応じるようつとめます。



加盟団体の推薦状(他59団体)



## 方針 10 管理実績・人的資源を生かした管理運営

- |      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| 方針10 | 1 | 蓄積した経験・ノウハウを活かした管理運営 |
| 基本方針 | 2 | 人的資源を活かした管理運営        |

指定管理者制度になってから 13 年間管理させていただき、いくつもの全国大会や世界的な合宿への対応をおこない成功させてきました。

スポーツ施設に関しては、最適な状態を維持するため、日々の点検、大規模な改修、備品の管理などおこない、利用者へ大きな支障をきたすことなく利用していただきました。

また、園内の遊具施設や散策道、植栽管理などを適切におこなってきた結果、人命を脅かすような大事故は一度も起こしておりません。

本会が長年培ってきた管理実績および人的資源をいかし、都市公園として高度な機能が十分に発揮できる管理運営をおこなうとともに公園に、快適に過ごせる公園づくりをおこなっていきます。



## 方針 11 都市公園としての管理運営

- |      |   |                        |
|------|---|------------------------|
| 方針11 | 1 | 都市公園法の遵守               |
| 基本方針 | 2 | 都市公園が持つ多様な機能が発揮できる管理運営 |
|      | 3 | 県民のための都市公園             |

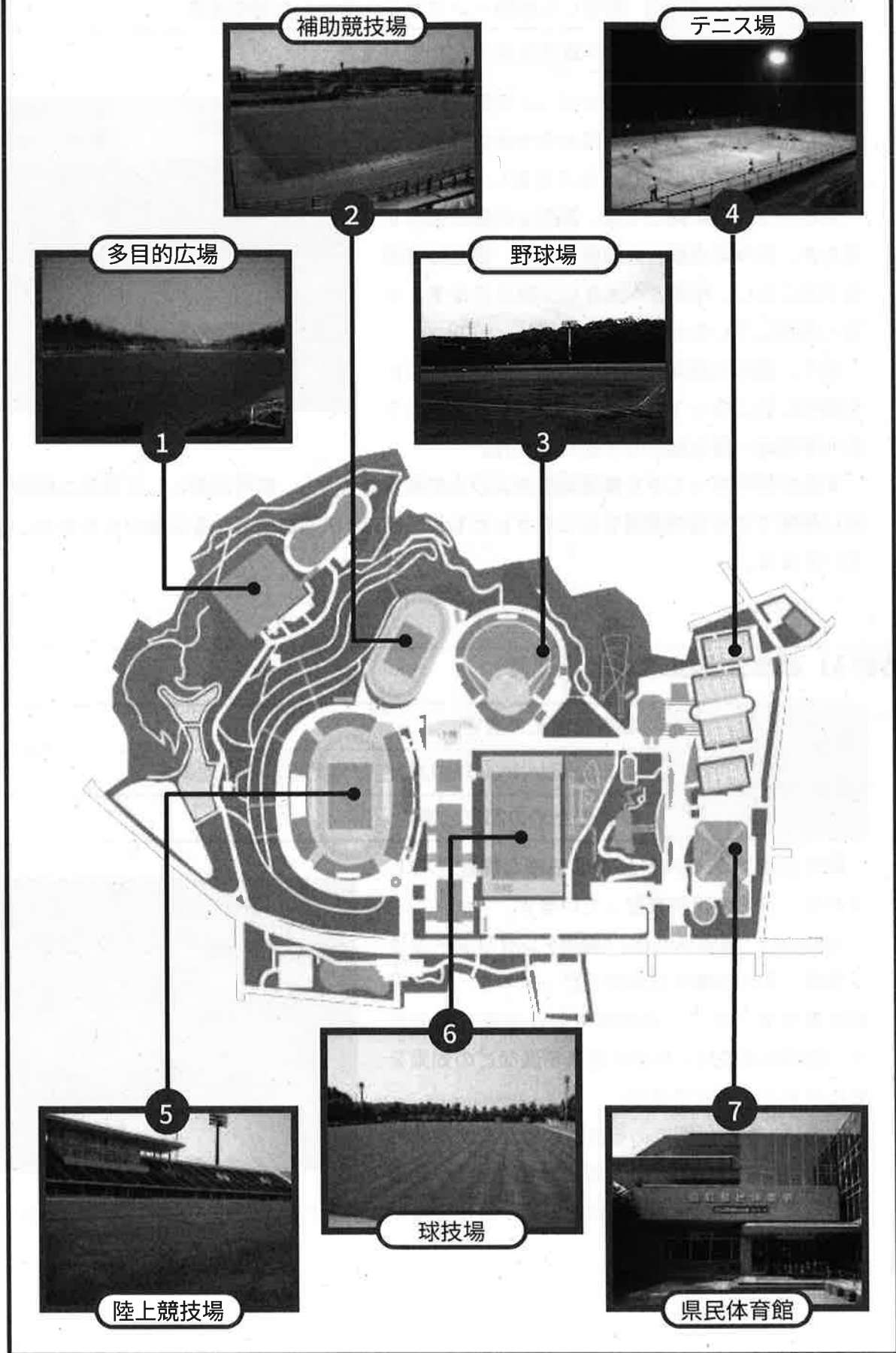
都市公園である布勢公園は多様な機能を有しており、多くの役割を担っています。

「防災性」「経済活性化」「健康・レクリエーション空間」などの様々な役割を担っており、その役割を果たすことで、災害時における安全性の向上、地域の活性化、心身の健康増進などの効果をもたらすことができます。

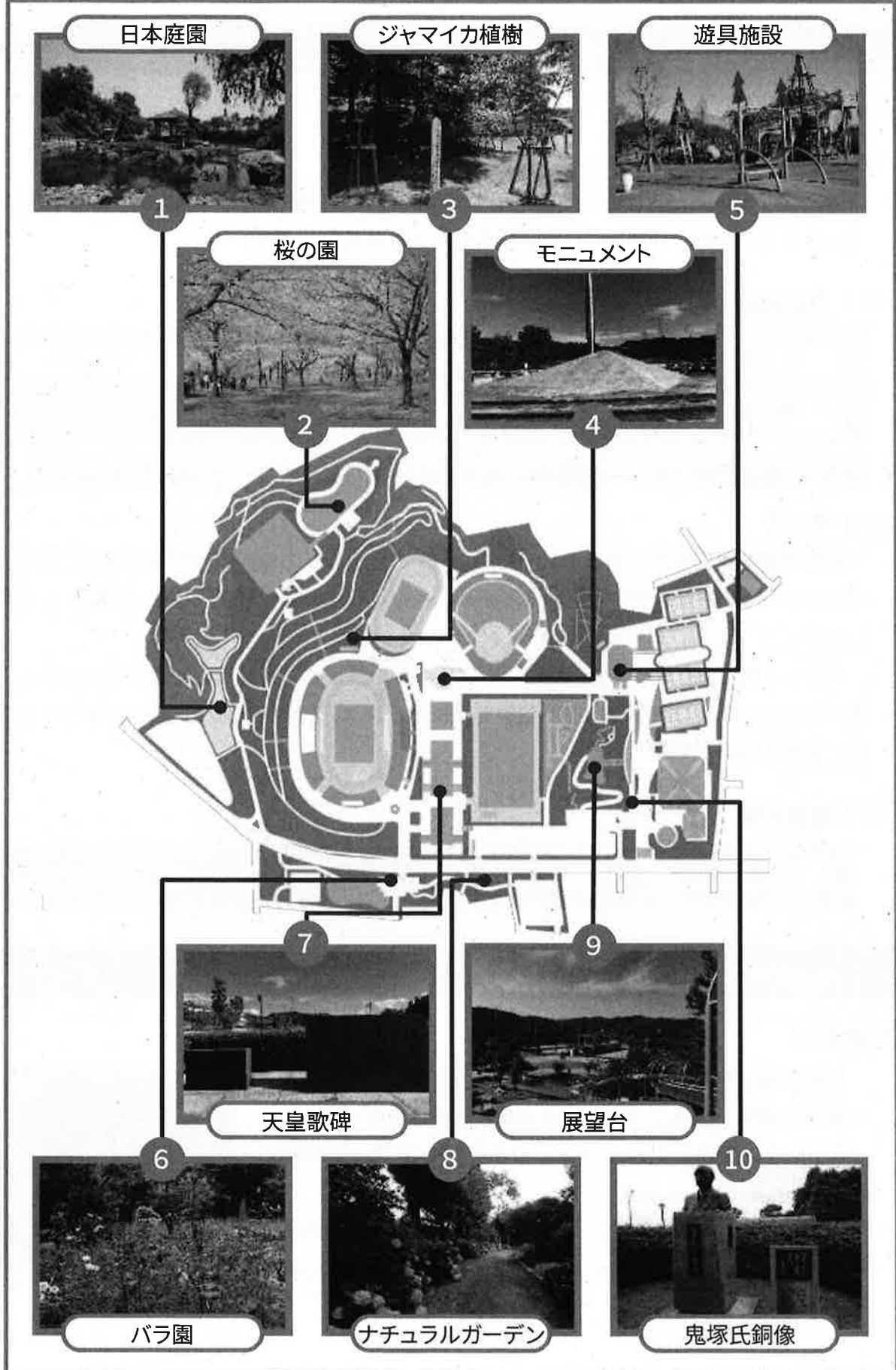
本会は、都市公園である布勢公園が有するそれぞれの役割について十分理解し、その役割が発揮できるよう、公園管理や人員の配置、県と密接に連携をとりながら、管理運営をおこなっていきます。



布勢運動公園 有料施設マップ



布勢運動公園 周辺施設マップ



## 2 管理の基準

### (1) 有料公園施設の考え方と設定内容

#### ア 有料公園施設

##### (ア) 考え方

各スポーツの競技大会の実施が可能であり、大会に必要な用具や機器、グラウンドコンディションのすべてが整っている施設を有料公園施設とします。

##### (イ) 設定内容

陸上競技場

球技場

野球場

テニスコート

補助競技場

多目的広場

県民体育館

#### イ 有料公園施設のうち、一般利用に係る許可を要しないこととする施設の考え方

##### (ア) 考え方

施設の維持管理をおこなううえで支障がなく、大会などの専用利用がない場合に限り、県民のスポーツ・運動の機会を提供するため、一般利用に係る許可を要しない施設として開放します。

ただし、現在まで球技場を一般利用に係る許可を要しない施設として開放していましたが、県が示す高レベルの芝グラウンド状態を維持するには、一般開放をおこなうと難しくなるため、該当しないと判断します。

##### (イ) 設定内容

補助競技場

多目的広場

### (2) 利用時間の考え方と設定内容

#### ア 考え方

有料公園施設の利用時間については、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう職員による施設設備の点検・清掃をおこなうため、現行と同じく午前9時から午後9時（体育館は午後10時まで）とします。

ただし、大会などの運営上、指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用時間を拡大するなど、利便性の向上に取り組みます。



開館前のトレーニングルーム清掃

## イ 設定内容

有料公園施設の利用時間は、以下のとおり施設区分に応じて設定します。

	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日
陸上競技場	9:00～21:00	9:00～21:00
補助競技場	9:00～19:00	9:00～17:00
球技場	9:00～21:00	9:00～21:00
多目的広場	9:00～19:00	9:00～17:00
野球場	9:00～21:00	9:00～21:00
県民体育館	9:00～22:00	9:00～22:00
テニス場（照明あり）	9:00～21:00	9:00～21:00
テニス場（照明なし）	9:00～19:00	9:00～17:00

※有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放します。

## ウ 利用時間拡大の取り組み

利用者の要望に応えるため、以下のとおり利用時間を拡大し、利便性の向上に取り組みます。

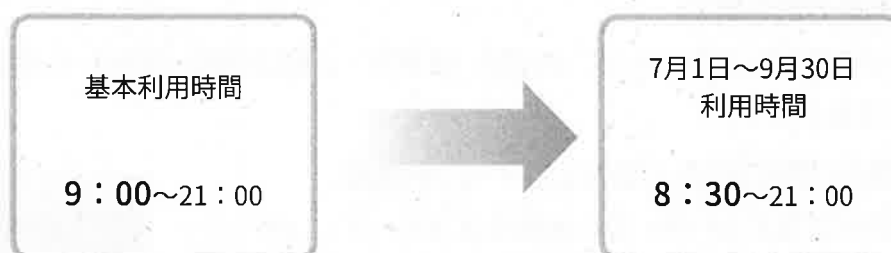
### (ア) 利用時間の延長

大会やイベントの準備などで、早朝からの利用を要望された場合、または、後片付けなどで利用時間の延長を要望された場合は、柔軟に対応します。

ただし、事前に申請があり、指定管理者が必要と判断した場合に限ります。

### (イ) 夏季早朝利用時間の拡大 新規

部活動などで多くの学校が朝早くから練習を希望するため、夏場の利用開始時間を早め、涼しい時間帯に練習をおこない、熱中症の予防となるよう利用時間の拡大に取り組みます。



### 設定施設

陸上競技場

雨天練習場

陸上競技場トレーニングルーム

補助競技場

### (3) 休園日の考え方と設定内容

#### ア 考え方

休園日については、現行と同じく年末年始（12月29日～1月3日）のみとします。

ただし、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興および心身の健康増進をはかる目的で開催される大会やイベントなど、指定管理者が特に必要と認めた場合は、休園日でも対応します。

県民体育館については、施設設備の維持管理作業のため、毎月第3火曜日を休館日とします。（第3火曜日が祝・祭日の場合は、その翌日とします。）



体育館休館日のアリーナ床定期清掃

#### イ 設定内容

有料公園施設の休園日（休館日）については、以下のとおり施設区分ごとに設定します。

設定施設	休園日（休館日）
陸上競技場	○1月1日～1月3日 ○12月29日～12月31日
補助競技場	
球技場	
多目的広場	
野球場	
テニス場	
県民体育館	○1月1日～1月3日 ○12月29日～12月31日 ○毎月第3火曜日（休館日）

#### ウ 臨時開園の取り組み

利用者の要望に応えるため、休園日（休館日）に臨時開園（開館）するなど、利便性の向上に取り組みます。

##### (ア) 休園日（休館日）の大会およびイベント開催

国・県が主催する行事、または県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興および心身の健康増進をはかる目的で開催される行事については、できる限り対応します。

ただし、事前に申請があり、指定管理者が必要と判断した場合に限ります。



毎年1月3日に開催される  
新春健康マラソン

## ●休園日（休館日）の開催実績

開催日	催し名	利用場所
平成27年1月3日	平成26年度鳥取市新春健康マラソン	陸上競技場、園内
平成27年3月17日	鳥取大学卒業式学位記授与式	県民体育館
平成27年12月29、30日	日韓プロ野球選手自主トレ合宿	野球場
平成28年1月3日	平成27年度鳥取市新春健康マラソン	陸上競技場、園内
平成29年1月3日	平成28年度鳥取市新春健康マラソン	陸上競技場、園内
平成29年6月20日	全日本ホープスナショナルチーム合宿	県民体育館
平成30年1月3日	平成29年度鳥取市新春健康マラソン	陸上競技場、園内
平成30年10月16日	ワールドカデットチャレンジ大会（予定）	県民体育館
平成31年1月3日	平成30年度鳥取市新春健康マラソン（予定）	陸上競技場、園内

(イ) 有料公園施設以外の開放 新規

休園日においても、園内をランニングやウォーキングなどで利用される方が多いため、第1駐車場および園内の有料公園施設以外を開放し、県民の健康増進に寄与します。

そのため、休園日についても職員が園内巡視をおこない、利用者の安全確保に取り組みます。

## 開放施設

第1駐車場

補助競技場

多目的広場

## (4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容

## ア 考え方と実施内容







## (ア) 利用者の受付および案内業務

陸上競技場および県民体育館の受付窓口で常時1名以上配置し、利用受付、施設案内、附属設備および備品の貸出など、迅速かつ的確に対応します。

また、毎年接遇研修をおこない、性別や障がい、国籍などにかかわらず、誰もが気持ちよく快適にご利用いただけるよう、ユニバーサルデザインの視点を持って公平に受付・案内業務に取り組みます。



県民体育館受付案内

主な対象者	実施内容	
全ての利用者	さわやかな挨拶と温かい笑顔でお迎えとお見送りをします。 初めて利用される方には、職員が施設案内、利用料金、注意事項など丁寧に説明します。	
全ての利用者	弱視や色弱の方にも見やすい表示や、外国語版のパンフレットを作成するなど、誰もがわかりやすい案内表示をおこないます。	
障がい者 高齢者	体育館に来られた際のタイヤ拭き、施設の案内誘導など、職員が車いすの介助をおこないます。 また、各施設ロビーに貸出用の車いすを設置します。	
障がい者 外国人	コミュニケーションボードや筆談などでわかりやすく説明します。	
子ども	子どもの目線まで姿勢を低め、わかりやすい言葉で会話します。	
高齢者	受付カウンターに老眼鏡や拡大鏡を設置します。	

### (イ) 利用許可業務

公平・公正な利用を確保するため、全職員が公園の設置目的や都市公園条例についての理解をはかり、利用許可、措置命令、許可の取り消しを適正におこないます。



施設の利用申し込み



### a 利用許可

利用の許可について、都市公園条例第8条第3項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可をおこないます。

#### 都市公園条例第8条

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。   |
| 2 | 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。  |
| 3 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力団的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 |
| 4 | 有料公園施設の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。<br>なお、指定管理者は、3に該当するかどうか確認するため、県に照会することができる。              |

### b 措置命令等

措置命令について、都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次のとおり措置命令をおこないます。

#### 都市公園条例第10条

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 布勢公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、布勢公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。                      |
| 2 | 都市公園条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、布勢公園の入園を拒み、又は布勢公園から退去を命ずることができる。                 |
| 3 | 都市公園法又は都市公園条例に規程する知事の許可を受けて布勢公園を利用する者が1の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。 |

### c 利用許可の取消し

都市公園条例第11条の規定に基づき、利用の許可を受けた利用者が次のいずれかに該当すると認められるときには、利用許可の取り消しをおこないます。

#### 都市公園条例第11条


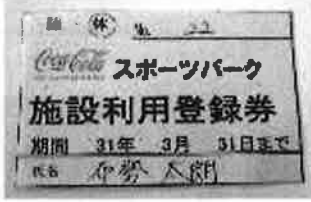

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。    |
| 2 | 措置命令に従わないとき。                                    |
| 3 | 利用許可の条件に違反したとき。                                 |
| 4 | 詐欺その他の行為により利用許可を受けたとき。                          |
| 5 | 1から4までに掲げる場合のほか、布勢公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。 |

#### d 許可等の手続

「鳥取県行政手続条例」(平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。)の規定が適用されるので、利用の許可等(申請に対する処分)をおこなうための審査基準及び監督処分等(不利益処分)をおこなうための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定めるなど、行政手続条例に基づいて手続をおこないます。

#### e 利用手続きの簡略化

施設利用の予約、受付、申し込みなどの手続きについては、とっとり施設予約システムを活用するなど簡略化につとめ、利用者の利便性の向上に取り組みます。

項目	内容	
とっとり施設予約サービスの活用	電話や直接窓口足を運ばずに、インターネットから施設空き状況の確認や施設予約ができます。	
施設利用登録券の発行	登録された利用者が施設を専用利用する場合、申込書の記入が省略でき、手続きが簡易になります。  5年間の登録実績：630団体	
減免利用券の発行	減免対象者が利用者登録をしていただくと利用券を提示するだけで、減免利用が可能です。 5年間の減免会員数 ・70歳以上：173人 ・身障者：34人 ・中高生：14団体	

#### f 利用許可の範囲

利用許可の範囲については、鳥取県都市公園条例に基づき、下表のとおりとします。

また、有料公園施設以外の許可申請および問い合わせがあった場合は、速やかに県に報告するなど、県と密接に連携をとりながら許可業務に取り組みます。

区分	許可の範囲
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園内の利用許可(都市公園条例第7条) 布勢公園内で物品の販売、集会その他の催しを行う場合</li> <li>●公園施設の設置管理許可(都市公園条例第5条)又は占用許可(同法6条) 布勢公園内で物品の販売、集会その他の催しを行う場合</li> <li>●行政財産の目的外使用許可 (鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)第11条)</li> </ul>
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料公園施設内 陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、テニスコート、体育館</li> </ul>

## イ 利用者の苦情等などの未然防止と対処方法

苦情やトラブルが起こらないよう未然防止につとめ、また起こってしまったトラブルには、真摯に受け止め、見直しをはかり、内容分析と再発防止についての対策を構じます。課題解決に困難な事柄も想定されますが、粘り強く丁寧な対応ができるよう取り組みます。

### (ア) 苦情・トラブルの未然防止策

#### a 発生原因の分類と苦情などの防止体制の強化

苦情・トラブルの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止が可能な「施設側に起因するもの」については、課題解決のPDCAサイクルに基づき、防止策に取り組みます。

発生原因	例
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーマー、嫌がらせなど
予想が困難なもの	停電、交通渋滞など

#### b 苦情・トラブルの「芽」

県民の皆様から「直接寄せられた声」や「ご意見箱」「アンケート」などにより、苦情やトラブルの「芽」と思われる内容を早期に感知して、課題解決に取り組みます。些細なことであっても見逃さず、利用者の声を聞きとることが重要であると考えています。



### c 職員教育の徹底

過去には、職員の接客対応による苦情・トラブルが少なからずありました。その反省をいかし二度と起こさないという強い気持ちをもって、職員教育の徹底をはかっております。今後も継続し、職員研修などを実施しながら、苦情防止につとめます。



接遇研修

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| ■ 利用者に対する職員全員の配慮と丁寧な説明責任 | ■ いつも笑顔でさわやかな対応と清潔な身だしなみ |
| ■ 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉づかい      | ■ 専門的な知識、技術の研鑽           |

### (イ) 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、素直に謝罪し事実確認につとめ、利用者に理解していただけるまで粘り強く丁寧に対応します。また、苦情などの原因を追究し、布勢公園職員のみならず本会全体で、再発防止につとめます。

#### a 苦情やトラブルの対応につて

苦情やトラブルを起こしてしまった場合は、真摯に受け止め以下のように対応します。

謝罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不快な思いをさせてしまったということに対して素直に謝罪をします。</li> </ul>
傾聴と共感	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者の話を真摯な姿勢で最後まで聞きます。</li> <li>■ 必要であればメモを取って、記録に残します。</li> </ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設側も含めて、当事者全ての話聞き、事実を公正に確認します。</li> </ul>
説明と提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設側に非がある場合は、謝罪をおこない、事後の対処について話し合います。</li> <li>■ 利用者側に非がある場合でも、慎重に対応し、ご理解いただきます。</li> <li>■ 納得してもらえない場合は、県と協議をし、専門家への相談により対処します。</li> </ul>
解決と再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生原因や対処方法をまとめ、その後のサービス向上にいかします。</li> <li>■ 協会全体で情報の共有化をはかり、同種の未然防止につとめます。</li> </ul>

#### b 苦情やトラブルの情報共有および活用

苦情やトラブルがあった場合、原因・対応の仕方など報告書にまとめ、同じ過ちを繰り返さないよう分析し、管理運営の向上にいかしていきます。

職員間で共有するのはもちろん、全施設で共有をはかり、同種の未然防止に本会全体で取り組みます。

## (5) 利用料金の考え方と設定内容、徴収・返還

### ア 考え方

「鳥取県立布勢総合運動公園料金表」(別紙1)のとおり設定し、原則として50円、100円単位の料金設定とします。

現行の利用料金を基準としますが、利用者の意見要望を反映し、一部料金の改定をおこないます。

また、消費税が引き上げられた際には、施設使用料など料金の改定を検討します。

### イ 設定内容

#### (ア) 施設利用料

利用者サービス向上のため、改修および修繕を実施した施設の一部については、利用料金を値上げします。

##### ① 屋内ピッチング場 改修工事による料金値上げ(改定)

利用区分	単位	現行料金	新規料金
屋内ピッチング場	1時間につき	80円	100円

##### ② 屋内練習場 改修工事による料金値上げ(改定)

利用区分	単位	現行料金	新規料金	
屋内練習場	一般利用	1人1回につき	30円	50円

#### (イ) 設備利用料

新規

利用者の利便性向上のため、ニーズが高い物品を新しく貸出設備として設定します。また、現行の利用料金についても、現状に合わせた料金設定に改定します。

##### ① 冷暖房使用料

利用区分		単位	現行料金	新規料金	
陸上競技場	第1研修室	冷房	1時間につき	なし	300円
		暖房	1時間につき	なし	300円
	第3研修室	冷房	1時間につき	なし	300円
		暖房	1時間につき	なし	300円
	放送室	冷房	1時間につき	なし	100円
		暖房	1時間につき	なし	100円
利用区分		単位	現行料金	新規料金	
野球場	大会運営室	冷房	1時間につき	なし	100円
		暖房	1時間につき	なし	100円

## ② 設備利用料

利用区分		単位	現行料金	新規料金
陸上用バトン		1本1回につき	なし	50円
ストップウォッチ		1個1回につき	なし	50円
移動観覧席		1式につき	なし	2,000円
フットサル用器具		1組1回につき	なし	300円
テント		1組1回につき	なし	300円
ホッケー用器具		1組1回につき	なし	300円
ホッケー用ゴール設置		1組につき	なし	1,000円
人工芝（設置代込み料みに改定）		1枚につき	なし	100円
芝グラウンド 用ペイント代 （設置代込み 料みに改定）	サッカー（一般）	1面1回につき	ペイント材 1リットル 300円	7,250円
	サッカー（少年）	1面1回につき		ペイント設置 100m 500円
	ラグビー	1面1回につき		10,300円
	ホッケー	1面1回につき	なし	5,200円

## ウ 料金の徴収、返還の考え方、規程、手続き方法

## (ア) 料金の徴収

業務マニュアルに基づき、適切に料金を徴収します。日々の集計においては、厳重なチェック体制を構築し、適正に処理します。

料金は前納を原則としますが、希望される方には請求書を発行（後納）するなど、柔軟に対応し、利便性の向上に取り組みます。

利用申込後の変更・中止の申請については、利用日の5日前まで認めます。それ以降の申請については、キャンセル料として施設使用料を全額徴収します。

キャンセル料		利用日を含めて5日以内のキャンセルは料金発生。施設使用料全額徴収します。				
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7

← キャンセル料金発生 →

## (イ) 料金の返還



利用料金の徴収後、悪天候などにより利用が困難になった場合は料金を返還します。

## 利用料金返還基準

- 1 悪天候により利用が困難になった場合（屋外施設に限る）
- 2 災害などにより来園が困難になった場合
- 3 施設および設備に異常が発生し、利用が困難になった場合
- 4 その他指定管理者が認めた場合

## (ウ) 料金徴収の簡略化

利用料金を徴収する際に受付での混雑を避けるため、券売機を導入するなど、利用者の利便性の向上に取り組みます。

項目	内容
新規 券売機の導入	利用者が多い県民体育館に券売機を導入することで、利用料金の徴収を簡略化し、混雑する時間帯でもスムーズに受付が完了します。 
定期券・回数券の発行	トレーニングルームの定期券・回数券を購入していただくことで、毎回利用料金を支払うことなくご利用いただけます。 
企業・学校・地域クラブなどへの一括請求（後納）	企業の福利厚生、学校や地域クラブに協力し、利用料金を月単位で一括請求することで、毎回利用料金を支払うことなくご利用いただけます。 <p>             &lt;平成30年度実績&gt;              学校関係：鳥取西高等学校              他6団体              企業団体：いなば農業協同組合              他5団体           </p>

## (6) 利用料金の減免の考え方と設定内容、手続き

### ア 考え方

利用料金の減免については、現行の利用料減免の取扱要領に加え、新たに特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた方などを減免対象として追加します。

また、誰もが公平・公正にご利用いただくために、「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」（別紙2）（3）および（4）で施設を専用利用する場合は、施設の利用制限にご協力いただきます。

### イ 設定内容

#### (ア) 利用料減免の取扱要領の追加項目 新規

「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」（3）①

減免内容	キ	障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき
	ク	特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき

## (イ) 施設の利用制限

鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領 (3) および (4) で専用利用する場合

施設名	面数	時間 (1日)
陸上競技場 (屋内練習場)	全面	3時間まで
補助競技場	全面	3時間まで
球技場	全面	3時間まで
多目的広場	全面	3時間まで
野球場 (屋内ピッチング場)	全面	3時間まで
メインアリーナ	最大1/2面	3時間まで
サブアリーナ	全面	3時間まで
テニスコート	最大3面	3時間まで

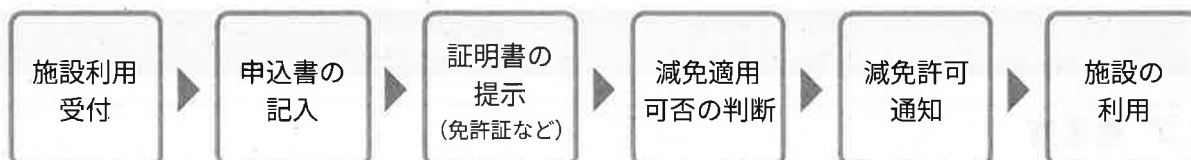
※ 最大面数および時間を超過する場合は、減免対象外とします。

## ウ 減免手続き方法

都市公園減免事項に基づき、「鳥取県立布勢総合運動公園の利用料減免の取扱要領」を作成します。

減免利用の可否については、適正に審査するとともに、申請書などを正しく処理します。また、利用者に対して減免の適用についてわかりやすく説明します。

## ●一般利用の場合



## ●大会・イベント利用の場合



## ●現指定管理期間の減免実績

年度	件数	人数	金額
平成 26 年度	15,109	212,283	16,412,873 円
平成 27 年度	18,283	220,479	17,649,250 円
平成 28 年度	17,168	225,416	22,218,058 円
平成 29 年度	20,152	192,456	18,544,805 円



## (7) 利用調整の方法及び判断基準

### ア 利用調整の考え方と判断基準

#### (ア) 施設利用調整会の開催

施設利用調整会の開催については、年間の大会およびイベントなどを円滑に実施するため、年間の利用調整を公平・公正に決定できるよう取り組みます。



平成 29 年度 施設利用調整会

#### a 大規模施設利用調整会

国・県が主催する行事および中国大会以上の大規模な大会やイベントについては、前々年度の 8 月に大規模施設利用調整会を開催します。

なお、鳥取県高等学校総合体育大会など、県内の学校が参加する主要な大会および指定管理者が必要と判断した行事についても、大規模施設利用調整会で決定します。

#### b 施設利用調整会

上記以外の県大会、地域の大会、学校行事などについては、前年度の 2 月に施設利用調整会を開催し、年間利用計画を決定します。

#### (イ) 利用調整の判断基準

複数団体で利用希望日程が重複した場合の優先順位は以下のとおりです。

また、同等規模の大会およびイベントが重複した場合は、協議または抽選をおこない、公平性が保てるよう決定します。

#### 優先順位

- 1 国・県が主催する大会およびイベント
- 2 国際大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 3 全国大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 4 西日本大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 5 中国大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 6 近県大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 7 県大会またはこれに準ずる大会およびイベント
- 8 東部地区大会またはこれに準ずる大会およびイベント

※ 指定管理者が必要と判断した場合は、下位の大会およびイベントであっても、優先的に施設利用を決定することができる。

(ウ) 調整会の参加団体

県や本会の加盟団体および毎年布勢公園を利用いただいている団体には、施設利用調整会に参加いただき、優先利用を確保します。

また、新規で調整会に参加を希望される団体については、都市公園条例に違反していないか公正な審査をおこなったうえで、参加の可否を決定します。

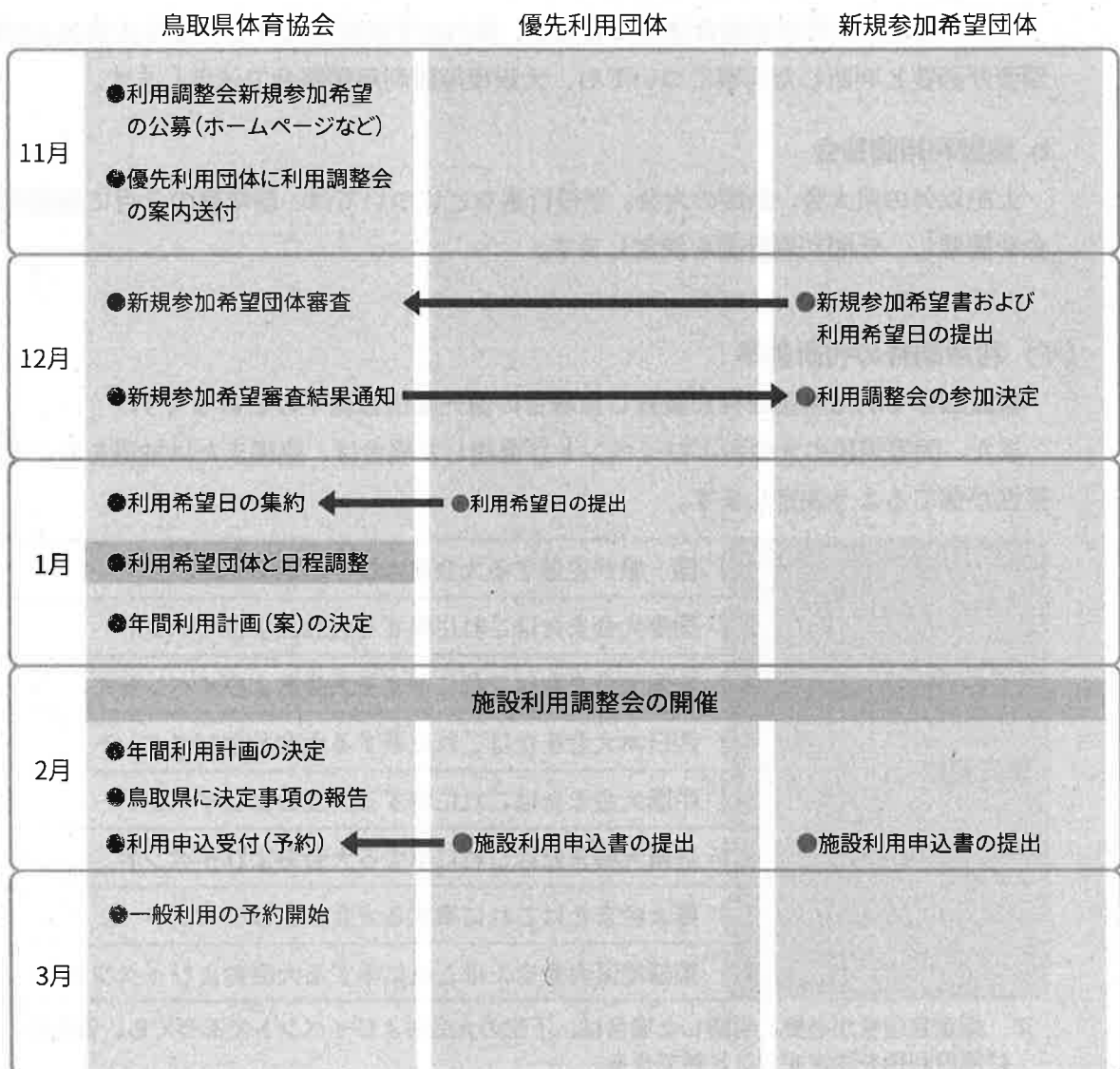
●施設利用調整会優先利用団体数

団体名	団体数
鳥取県および外郭団体	17
鳥取県体育協会加盟団体	49
学校関係	21
その他団体	38
計	125

イ 円滑な利用調整ができるための具体的な事務の進め方や、手続きにおいて重視するポイント

利用調整の具体的な事務の進め方については、以下のとおりとします。

●施設利用調整フロー



※ 大規模施設利用調整会についても、事務の進め方は同じです。

### 本会が実施する 利点

利用調整会には多くの競技団体が毎年参加し、利用希望日が複数の団体で重複します。

本会には多くの競技団体が加盟しており、その利点を生かして各競技団体と調整をおこなうことができ、より多くの団体の要望に応えることが可能です。

また、希望日の利用が叶わなかった時には、代替案などを提案し、できる限り希望に沿った日程調整をおこないます。

## (8) 個人情報の保護への対応

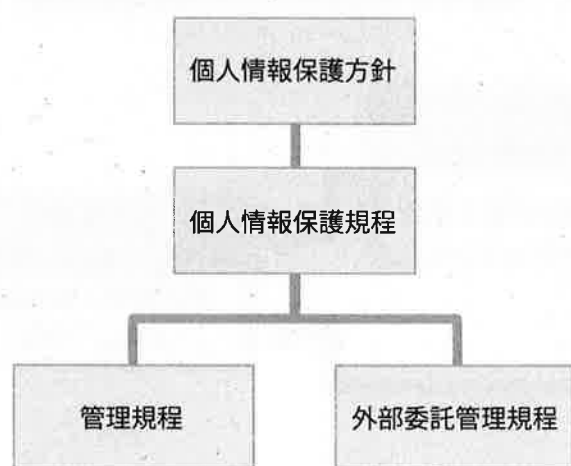
個人情報保護への対応については、鳥取県に準じた「鳥取県体育協会個人情報保護規程」(別紙3)に基づき、個人情報の取得管理について具体的に定め、「鳥取県個人情報保護条例」(平成11年鳥取県条例第3号)第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守します。

### ア 利用者などの個人情報の管理体制

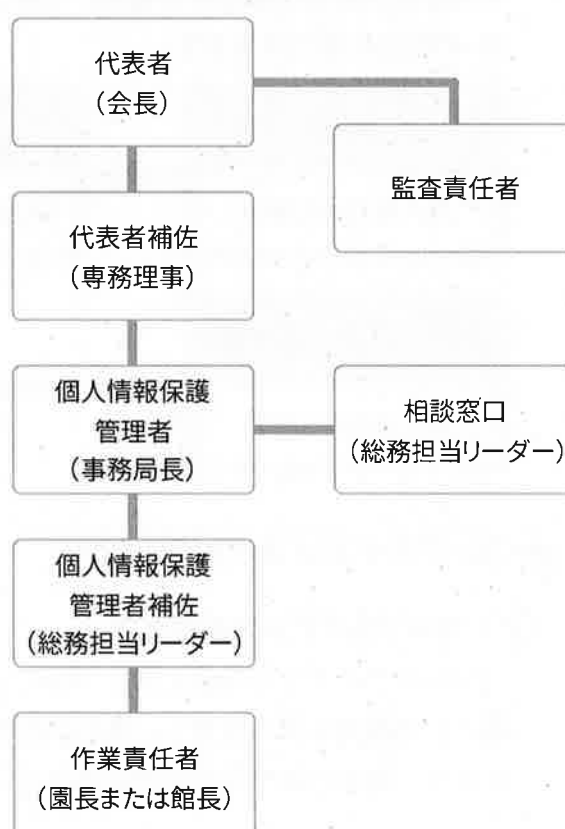
布勢公園の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者(作業責任者)を配置し、担当者だけに限定して取り扱います。

#### ●公益財団法人鳥取県体育協会個人情報保護プログラム

##### ○諸規程



##### ○責任体制(規定にそった責任体制図)



## イ 個人情報保護方針

個人情報取扱事業者の義務として、安全・安心な利用を担保する情報管理対策を実施します。

情報管理 対策	法令に準拠した個人情報保護方針の策定
	「鳥取県個人情報保護条例」に準じた個人情報保護規程などの制定
	公正な手段による個人情報の取得および利用目的の明確化
	情報機器のID及びパスワード化など、適切なアクセス制限
	外部媒体の接続制限、不要データの廃棄、不正ソフト使用禁止などのセキュリティ対策

## ウ 指定管理者に課される守秘義務の徹底

守秘義務の徹底については、個人情報、非開示情報などの権利利益や公益を害する事態を招かないために、守秘義務および懲戒などに関する規定を含む就業規則などを制定し、正職員だけでなく、嘱託職員、臨時職員を含む全職員対象の研修を実施し、周知徹底に取り組みます。

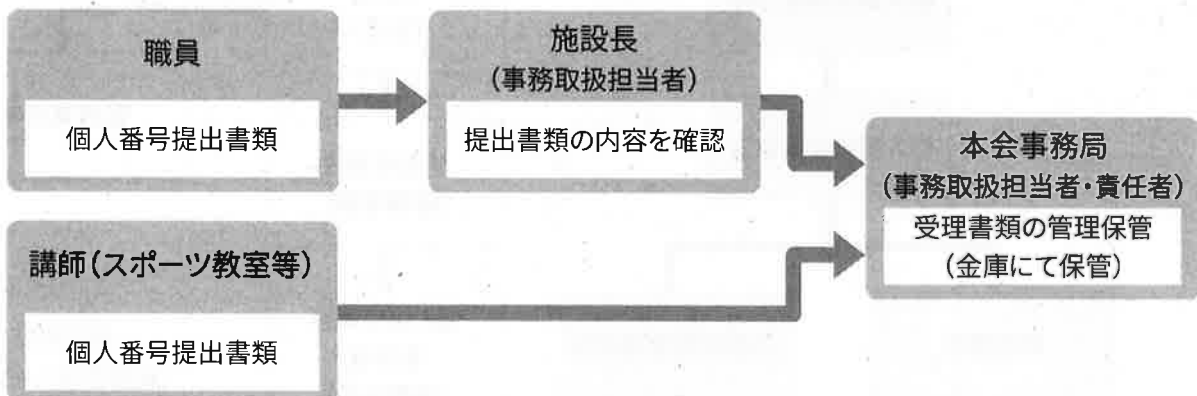


個人情報保護研修会

## エ マイナンバーへの対応

新規

マイナンバーへの対応については、本会の特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会制定）に基づき、「鳥取県体育協会特定個人情報取扱規程」（別紙 4）の制定に取り組みます。



## オ コンプライアンスへの取り組み

### (ア) コンプライアンスの考え方

コンプライアンスの考え方については、社会的責任を全うするために、鳥取県の管理代行者として職責を深く自覚し、県内の各地域の人々と共に、高い倫理意識を持ち法令遵守はもとより、違法行為や反社会的行為について取り組みます。

### (イ) 遵守する関係法令

指定管理者は、鳥取県の代行者としての自覚を持ち、条例・法律など、関連の法律を遵守し管理運営をおこなっていきます。

#### ○遵守しなければならない主な法令・条例

憲法	消防法	省エネ法
スポーツ基本法	労働安全衛生法	個人情報の保護に関する法律
地方自治法	環境基本法	健康増進法
労働基準法	都市公園法	浄化槽法

### (ウ) コンプライアンスに係る行動指針

本会は、コンプライアンスに係る行動指針に基づいて、コンプライアンスの徹底をはかります。

#### コンプライアンスに係る行動指針

1. わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません
2. わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
3. わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
4. わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

### (エ) 適正な経理処理と監査体制の充実

#### a 予算・決算および金銭会計規則に準じた取り扱いの徹底

予算・決算および金銭会計規則に準じた取り扱いの徹底については、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法に基づき、県内各地域の指定管理業務の中で培った会計処理基準に則った金銭管理に取り組みます。

#### b 経理帳簿の整備および運用

鳥取県会計規則に準拠し適切な金銭管理がおこなわれていることに最善を尽くします。

#### 金銭管理5原則

- 1 相互確認の原則
- 2 領収書授受の原則
- 3 ダブルチェックの原則
- 4 簿外現金禁止の原則
- 5 金銭残高確認の原則

以上5原則に基づき鳥取県との協議により経理規程を設け、人的な不正が起り得ない管理体制を構築します。

### c 本会監事による会計監査

本会監事による会計監査については、不正な経理処理を防ぐために、指定管理受託施設への会計監査を実施し、県指摘事項の改善調査や業務運用状況調査など、経理帳簿運用の内部調査機能強化に取り組みます。

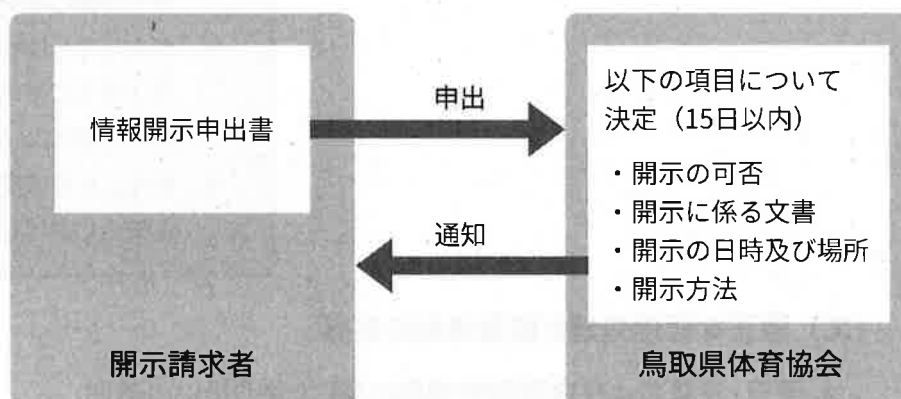
## (9) 情報の公開への対応

### ア 情報公開の取り組み方針

情報公開の取り組み方針については、鳥取県の管理運営代行者として、職務上作成または取得した文書などを公開するものと、非公開にするものと区別するために、「鳥取県情報公開条例」(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定に準拠し、「鳥取県体育協会情報公開規程」(別紙5)の制定に取り組みます。

### イ 情報公開をおこなうための措置

情報公開をおこなうための措置については、県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮します。情報開示申出書の提出があった場合、「開示の可否」「開示に係る文書」「開示の日時・場所」「開示方法」などを15日以内に決定するとともに、個人情報の取り扱いについて、職員研修を実施し、周知徹底に取り組みます。



本会の開かれた公正な運営について理解と協力を深めていただく

### ウ 情報格差への対応

新規

情報格差への対応については、すべての人にやさしい情報提供をおこなうために、知識・機会・貧富などの格差が生じないように内容や表現の徹底に取り組みます。

内容や文字の大きさや言葉づかいの周知徹底

子どものための“ひらがな”や“ルビ”の活用

視力低下の方の色のバリアフリーの活用

ユニバーサルデザイン (UD)の視点に基づいた「UDゴシック」の活用

## 3 施設管理

施設管理については、衛生的に安全で安心して利用できるよう、日々の清掃活動や点検を大切にしながら、利用者が快適に利用してもらえるよう取り組みます。

スポーツ施設においては、県内で最高の施設を管理しているということを念頭に、各施設の機能が最大限発揮できるよう取り組みます。

### (1) 施設別の管理運営の考え方

布勢公園の設置目的を十分理解したうえで、以下のことを念頭におき、適切な管理運営をおこない、広域の総合運動公園としての役割を果たします。

- 全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- 障がい者スポーツの拠点施設
- レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- 部活動の練習拠点
- 災害時の緊急避難場所
- 県民の健康増進

#### ア 陸上競技場



国際陸上競技連盟認証の国際規格 CLASS-2 の陸上競技場として、グランプリ大会や国際大会が円滑に開催できるよう、陸上競技に精通している職員を配置し、維持管理につとめ、大会運営に協力します。

障がい者スポーツの拠点施設として、バリアフリー化に取り組み、障がい者が不自由なく練習に取り組める環境整備をおこない、利用促進をはかります。

芝グラウンドでは、県外利用者から「日本屈指の芝ですね」とお褒めの言葉をいただくほど維持管理に取り組んでおり、今後もサッカーやラグビーのトップリーグが開催できるよう、「芝グラウンド利用基準」（別紙 6）を定め、日本一の芝グラウンドを目指します。

大会やイベントなどの専用利用がない場合は、小・中・高校生の部活動の練習場所として開放することで、利用促進をはかるとともに、競技力向上に寄与します。



大型映像装置



芝生の維持管理



部活動の練習風景



隣接する雨天練習場

自主事業	スポーツ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 陸上教室(Ⅰ・Ⅱ)</li> <li>■ 陸上教室(上級)</li> <li>■ ランニングクリニック</li> <li>■ ノルディックウォーキングなど</li> </ul>	イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ナイター陸上大会</li> <li>■ グラウンド・ゴルフ大会</li> <li>■ ダッシュ王決定戦</li> <li>■ 都並敏史氏ちびっこサッカー教室</li> </ul>
	主な大会・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ グランプリシリーズ 布勢スプリント</li> <li>■ 第27回日本パラ陸上選手権大会</li> <li>■ 北京世界陸上ジャマイカチーム合宿</li> <li>■ ジャパンラグビートップリーグ</li> </ul>		
年間利用人数	157,400人 平成26年度	132,683人 平成27年度	141,419人 平成28年度	127,842人 平成29年度

## イ 補助競技場



陸上競技場と連動させながら、各種大会や体育祭などの学校行事などが開催できるよう、適切な維持管理をおこないます。

専用利用がない場合は、一般開放施設として利用できるため、夜間照明や監視カメラを設置するなど、一般の利用者が安心して運動ができる環境づくりにつとめ、利用促進をはかるとともに、健康増進に寄与します。

また、更衣室にダイヤル式ロッカーを設置し、ランニングステーションとして自由にご利用いただけます。



夜間ランニングで汗を流す利用者



ランニングステーション

主な大会・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ インターハイ(ホッケー競技)</li> <li>■ 第49回全国中学校サッカー大会</li> <li>■ 澤蔵クロスカントリー大会</li> <li>■ 鳥取西高等学校 体育祭</li> </ul>
---------	--



年間利用人数	9,409人 平成26年度	16,770人 平成27年度	9,108人 平成28年度	12,610人 平成29年度
--------	------------------	-------------------	------------------	-------------------

## ウ 球技場



主に球技をおこなう競技場として各種大会を開催するために、芝グラウンドの適切な利用基準を定め、利用者の要望にできる限り応えていきます。芝グラウンドは陸上競技場と同等レベルの維持管理をおこない、全国大会や世界大会の事前合宿の誘致を目指します。

また、隣接している更衣室には、シャワー室が完備されており、いつでも衛生的にご利用いただけるよう、維持管理をおこないます。

ラグビーポールの設置は危険を伴うため、利用者の安全を考慮し、職員が設置をします。災害が発生した場合は、関係機関と連携し、緊急ヘリポートとしての役割を果たします。



ラグビーポールの設置作業



ミーティングも可能な更衣室

自主事業	<b>スポーツ教室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ サッカー教室Ⅰ</li> <li>■ サッカー教室Ⅱ</li> </ul>	<b>イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ サッカー大会</li> <li>■ ナイターサッカー大会</li> <li>■ 緑の感謝祭</li> <li>■ グラウンド・ゴルフ大会</li> </ul>		
主な大会・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ U-16ナショナルドリームカップ練習会場</li> <li>■ なでしこジャパン練習会場</li> <li>■ インターハイ(ホッケー競技)</li> <li>■ 第49回全国中学校サッカー大会</li> </ul>			
年間利用人数	13,769人 平成26年度	15,805人 平成27年度	13,409人 平成28年度	16,665人 平成29年度

## エ 多目的広場



各種球技の大会や練習場所としてだけでなく、保育園や小学校のレクリエーション活動の場としてご利用いただけるよう、芝グラウンドの適切な利用基準を定め、維持管理をおこないます。芝生スペースだけでなく、ソフトボールの練習会場としてもご利用いただけます。

隣接している更衣室には、シャワー室が完備されていますので、いつでも衛生的にご利用いただけるよう、維持管理をおこないます。

専用利用や維持管理作業がない場合は、親子でキャッチボールや自主練習などにご利用いただけるよう一般開放施設とし、利用促進をはかります。



ソフトボールも利用可能



シャワー室完備の更衣室

主な大会・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第49回全国中学校サッカー大会</li> <li>■ 中国中学校サッカー選手権大会</li> <li>■ 中国大学サッカー選手権大会</li> <li>■ U-12トレセン・チャレンジフェスティバル</li> </ul>			
	年間利用人数	8,609人 平成26年度	13,222人 平成27年度	11,226人 平成28年度

### オ 野球場



野球に精通している職員を配置し、グラウンドの適切な維持管理をおこなっています。高等学校野球大会などには、試合間のグラウンド整備や大会運営に携わり、大会が円滑に開催できるよう協力していきます。

管理アドバイザーとして、年1回程度甲子園球場を管理している阪神園芸に来ていただき、グラウンド整備や整備の指導を受け、プロ野球の誘致を目指します。

隣接している屋内ピッチング場は、平成30年度に改修をおこない、雨天時の練習場所として利用促進をはかります。



阪神園芸によるグラウンド整備



高校野球 鳥取県大会

自主事業	スポーツ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 野球教室Ⅰ</li> <li>■ 野球教室Ⅱ</li> </ul>
	イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 横浜DeNAベイスターズ 野球教室</li> <li>■ 赤星憲広氏野球教室</li> </ul>

主な大会・行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スポーツフェア ドリームベースボール</li> <li>■ ジャイアンツアカデミー野球教室</li> <li>■ 全国高等学校野球選手権大会 鳥取大会</li> <li>■ 全日本少年野球大会中国ブロック大会</li> </ul>			
	年間利用人数	24,267人 平成26年度	47,300人 平成27年度	23,592人 平成28年度

## カ 県民体育館



県内最大規模の体育館として、各競技の全国大会やトップリーグが開催できるよう、競技用具および附属設備を充実させるなど、適切な維持管理をおこないます。スポーツだけでなく、多種多様なイベントが開催可能であることをPRし、利用促進をはかります。

近年、利用が増加しているボルダリングおよびクライミングウォールは、利用者の事故防止のため、専門業者による定期点検をおこない、山岳協会と連携しながら安全管理につとめます。

災害時の緊急避難場所として、災害兼用卓球フェンスなどの災害用資材の充実をはかります。

建設予定の障がい者スポーツ拠点施設と連携し、利用者にとって最適な管理運営体制を構築します。



平成29年度 大相撲秋巡業鳥取場所



山岳協会によるボルダリング指導



国家試験会場としても利用されている



研修室でのヨガ教室



子どもが遊べるプレイルーム

自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 卓球教室(初級・I・II)</li> <li>■ 癒しのヒーリングヨガ</li> <li>■ トランポ・ロビックス</li> <li>■ 障がい者スポーツなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 奥原希望選手バドミントン教室</li> <li>■ MIPスポーツプロジェクト</li> <li>■ コーディネーショントレーニング</li> <li>■ 親子ダブルス卓球大会など</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ワールドカデットチャレンジ大会</li> <li>■ Wリーグレギュラーシーズン</li> <li>■ 大相撲秋巡業 鳥取場所</li> <li>■ 介護福祉士国家試験</li> </ul>			
年間利用人数	182,422人 平成26年度	192,413人 平成27年度	203,117人 平成28年度	201,345人 平成29年度

### キ トレーニングルーム



利用者が安全で快適に利用できるようトレーニング機器および空調設備を適切に維持管理します。

トレーニング指導士などの有資格者を常駐し、未経験者でも安心してご利用いただけるよう支援体制を整え、県民の体力向上に寄与します。さらに、サブトレーナー制度を導入し、指導業務の補助を依頼することで、より万全な管理運営体制を構築します。

また、体力診断システムを導入し、現在の自分の体力を数値化することで、今後の目標設定やトレーニングの継続意欲に繋がります。

体育館のトレーニングルームでは、この5年間の取り組みにより、大幅に利用者が増加しました。今後の取り組みとして、陸上競技場トレーニングルームの機器および設備の更新、バリアフリー化に伴う障がい者スポーツ競技者の利便性の向上につとめることで、さらに利用促進をはかります。



人気の有酸素マシンも多数完備



トレーニング機器のメンテナンス

年間利用人数 県民体育館	68,315人 平成26年度	75,251人 平成27年度	78,548人 平成28年度	85,899人 平成29年度
年間利用人数 陸上競技場	7,842人 平成26年度	8,158人 平成27年度	7,799人 平成28年度	9,362人 平成29年度

## ク テニスコート



県内で最大規模の 16 面を有するテニスコートとして、全国規模の大会が開催できるよう、テニスに精通している職員を配置するとともに、専門業者による定期メンテナンスをおこない、常に良好な状態を保ちます。

また、全天候型コートの特性を活かし、冬季でもご利用していただくために、雪かきなどをおこない、利用促進をはかります。

平日は、中・高校生の部活動の練習場所として活用していくことで、利用促進をはかるとともに、競技力向上に寄与します。

壁打ちコートについては、無料の施設として開放することで、利便性の向上につとめます。



専門業者による人工芝メンテナンス



部活動の練習風景



壁打ちコートで汗を流す利用者

### 主な大会・行事

- 久松クラブ杯全国ソフトテニス大会
- 中国高等学校テニス選手権大会
- 西日本シニアソフトテニス選手権大会
- 国体中国ブロック大会 テニス競技

### 年間利用人数

43,543人	46,408人	47,109人	44,003人
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度

## ケ 遊具施設



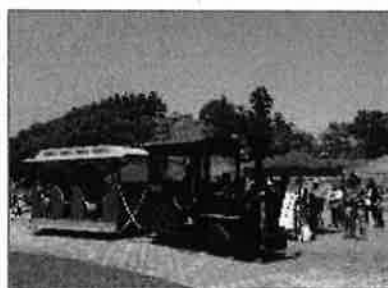
遊具の日常点検講習会修了者による日常点検、委託業者による定期点検を実施し、不良箇所の早期発見につとめ、発見した場合は速やかに使用禁止措置および修繕をおこない、安全管理を徹底します。

各遊具に対象年齢シールの貼付、遊具の使用方法を掲示し、幼児や児童とその保護者が安心して楽しめる環境づくりにつとめます。

休日にはロードトレインを走らせるなど、遊具と合わせて子どもたちに喜んでいただける企画を考案し、利用促進をはかります。



安心して遊具で遊ぶ子どもたち



休日に運行するロードトレイン



遊具の注意看板

自主事業	イベント	■ こども祭り(春)	■ 各種移動遊具(ロードトレインなど)
		■ こども祭り(秋)	■ 移動販売車の出店

## コ 桜の園その他広場



桜の園をはじめとする園内広場は、県民の共有スペースとして、園児の遠足や地域のグラウンド・ゴルフの練習など多様なレクリエーション活動の場としてご利用いただいているため、職員による園内巡視をおこない、利用者マナーの確保をはかりながら、安全管理を徹底します。

花見のシーズンには、夜間のぼんぼりを設置するなど、多くの方に布勢の千本桜を見ていただけるよう利用促進をはかるとともに、警備員を配置し、利用者の安全確保につとめます。

園内には、ジョギングコースや学習の森コースを設定し、健康増進およびレクリエーション活動の振興に寄与します。



花見を楽しむ利用者



イベント ハンター×ハンター



園内ジョギングコースの案内板

自主事業	イベント	■ 緑の感謝祭
		■ ハンター×ハンター

主な大会・行事	■ 千本桜お花見
	■ 園児、小学生の遠足・レクリエーション
	■ 月見ヨガ教室

## サ トリムの森その他緑地



トリムの森や日本庭園などには、自然豊かな緑地が広がっており、県民の憩いの場として親しまれています。その緑地を維持するために、四季に応じた植栽管理をおこない、樹木の良好な育成および景観の向上につとめ、県民に癒しの空間を提供します。

また、公園の特性をいかした、きのこ狩りやカブトムシ観察ウォークなどのイベントを開催し、自然に触れ合う機会の提供をおこないます。



四季折々に表情を変える日本庭園



親子でカブトムシを採集



きのこの種類を学ぶ

自主事業

イベント

■きのこ狩り

■カブトムシ観察ウォーク

■ノルディックウォーキング

### シ 駐車場および園路



大規模利用が重なり、駐車場の混雑が予想される場合は、各大会の主催者と打ち合わせをおこない、整理員の配置を検討するなど、利用者の安全を確保します。さらに、役員・関係者の車を園内に駐車することにより、選手・応援者などの駐車スペースを確保します。

駐車場や広い園路を活用して、食のみやこなどの屋外イベントも積極的に受け入れ、利用促進をはかります。

駐車場の利用時間は6時00分から22時10分とし、休園日においても第1駐車場を開放します。積雪時には、各駐車場や園路の除雪作業をおこなうなど、利便性の向上につとめます。

不法占用車両など発見した場合は、業務マニュアルに基づき適切な処置をおこない、速やかに県に報告します。



職員による駐車場整理



サンマート100周年記念イベント



改修した屋根付きのハートフル駐車場

自主事業

イベント

■緑の感謝祭

■フリーマーケット

■各種移動遊具

主な大会・行事

■食のみやこフェスティバル

■サンマート100周年記念  
イベント

■生協まつり

■鳥取県中学校駅伝競走大会

## (2) 芝グラウンドの維持管理の考え方及び管理方法

芝グラウンドの維持管理については、年間を通して利用者が安全に常に最適なグラウンド状態でプレーできるよう、大会規模や種目、天候に応じて維持管理をおこなっていきます。

### ア 芝グラウンドの維持管理において重視する考え方(基本理念)

基本理念	日本における最高水準の芝グラウンド
	常に安全・安心に利用できる維持管理
	利用率90%以上の確保

本会は、約15年前に大規模な改修をおこない、現在の芝グラウンド状態になった経緯を十分に理解し、利用者のために高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組みます。

### イ 特筆すべき維持管理内容の具体的な技術や留意点

#### (ア) 具体的な技術

具体的な技術	1	競技特性に合わせた芝生の長さや密度に調整する技術
	2	夏芝から冬芝、冬芝から夏芝への切替えの技術
	3	芝生張替えの技術(養生期間の短縮化)

#### (イ) 留意点

留意点	1	安全に利用してもらうため、利用前後には必ず整備をおこなう
	2	同一グラウンドで異なる競技が連日ある場合は、利用者が困惑しないよう、ラインの色を変えるなどの工夫をおこなう
	3	種まき時の芝生養生については、すべてのグラウンドが同時期に養生期間にならないようずらしておこなう



芝生の補修作業



芝生の張替え作業



## ウ 想定する作業項目とその回数及び年間スケジュール

グラウンドレベルや利用状況に応じてそれぞれの芝グラウンドの年間スケジュールを作成します。

### ●陸上競技場（レベル1 面積 7,314 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	95												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	14												
	液状肥料	13												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	11												
	ピンスパイク式	7												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	30												

\* その他の作業 …… ライン引き、ハンマー囲い設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

### ●補助競技場（レベル3 面積 7,314 m<sup>2</sup> 芝種：高麗芝）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	40												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	8												
	液状肥料	5												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	1												
エアレーション	高速水噴射式	5												
	ピンスパイク式	5												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	その他の作業	80												

\* その他の作業 …… ライン引き、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

### ●球技場（レベル2 面積 12,936 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	100												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	16												
	液状肥料	12												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	12												
	ピンスパイク式	8												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	80												

\* その他の作業 …… ライン引き、ラグビーポール設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

●多目的広場（レベル3 面積 10,503 m<sup>2</sup> 芝種：ティフトン、ペレニアルライグラス）

作業項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈り	芝刈り	90												
除草	人力除草	2												
施肥	粒状肥料	12												
	液状肥料	12												
病虫害防除	殺菌剤散布	2												
	殺虫剤散布	2												
エアレーション	高速水噴射式	10												
	ピンスバイク式	8												
更新・補修	全面目砂	1												
	バーチカルカット	2												
	種まき・オーバーシード	2												
	その他の作業	80												

\* その他の作業 …… ライン引き、ラグビーボール設置、補修作業、スプリンクラー点検、エッジカット等

エ 想定する年間管理予算の概算

各芝グラウンドの想定する年間管理予算の概算は、以下のとおりです。

グラウンド名	陸上競技場	補助競技場	球技場	多目的広場
経 費	13,300,000円	6,800,000円	27,500,000円	19,000,000円
合 計				66,600,000円

オ 具体的な管理人員体制とその芝グラウンド管理経験実績(一覧表)

管理人員体制および管理経験実績は、以下のとおりです。

体 制	職 種	経 歴	芝生グラウンド管理実績
6人体制	グラウンドキーパー	15年	布勢総合運動公園(13年) バードスタジアム(10年) 若葉台スポーツセンター(5年)
	グラウンドクルーA	13年	
	グラウンドクルーB	13年	
	グラウンドクルーC	10年	
	グラウンドクルーD	8年	
	グラウンドクルーE	6年	

カ 管理に使用する機械とその保有状況(一覧表)

使用機械および保有状況は、以下のとおりです。

機器名	台数	用 途
芝刈り機(リールモア)	1台	芝刈り
芝刈り機(ロータリーモア)	3台	芝刈り
肥料散布機	4台	肥料や芝生の種の散布
動力噴霧器	2台	殺虫剤等の散布
スーパード	2台	刈りかすや擦り切れた芝生の集積
エアレーション用機器	4台	芝生に無数の小さな穴を開け、通気性の確保
バーチカルカット用機器	2台	床土の古結やサッチの解消
補修用機器	3台	芝生の切り取り、縁切